

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第二条 (略) 一 知事の事務部局の職員 四、三二六人 二一八 (略)	(職員の定数) 第二条 (略) 一 知事の事務部局の職員 四、二六一人 二一八 (略)

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第二条 (略) 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇八三人 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、三五〇人	(定数) 第二条 (略) 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一三四人 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、三〇四人

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。